

# 新型コロナウイルス感染症等の影響で 学用品代等の支払いにお困りの方へ

## 給食費や学用品代を援助する 『就学援助』をご存じですか？



### まずはご相談を！

※7月末までの申請で、4月まで遡及して学用品代等を支給します。  
ただし、支給には一定の要件を満たす必要があります。

#### 【対象となる方】

新型コロナウイルス感染拡大等の影響で、令和2年と比較して収入が減少している世帯  
令和3年1月から直近月までの収入等を基に、年間収入見込および想定税額を計算します。  
想定税額が認定基準を満たす場合、就学援助の対象となります。

例) 基準となる市県民税の所得割額(親2人・子2人の場合)・・・135,100円

※想定税額が認定基準を超過する場合は対象となりません。

#### 【申請場所】

福岡市教育委員会 教育支援課  
(福岡市中央区天神1-8-1 11階)

#### 【お問合せ先】

東花畑小学校  
(Tel : 092-566-7700)  
福岡市教育委員会 教育支援課  
(Tel : 092-711-4693)



「就学援助制度」の詳細はこちら

